

(議事録)

土屋会長                   おはようございます。それでは、ただいまから第9回埼玉地方最低賃金審議会を開会します。

それでは、初めに本日の出席委員の状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

賃金指導官               本日は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名に出席いただいております。

委員定数15名のうち3分の2以上が出席されていることから、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議は有効に成立していることを報告いたします。

土屋会長                   本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とし、議事録についても同運営規程第7条第2項により公開することといたします。

本日、傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

賃金指導官               本日、傍聴者はいません。

土屋会長                   分かりました。

本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は迫委員に、使用者側は廣澤委員をお願いいたします。

それでは、資料について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金指導官               今、お手元の画面が開いていると思いますけれども、資料1から資料5までが特定最低賃金の各専門部会報告書です。資料1が埼玉県非鉄金属、資料2が電子部品、資料3が輸送用機械、資料4が光学機械器具、資料5が自動車小売です。資料6は各部会報告の内容を一覧にしたものです。

説明は以上となります。

土屋会長                   資料について、皆様方、よろしいでしょうか。

それでは、議題に入りたいと思います。

議題1は、特定最低賃金の改正決定についてです。

まず、事務局からそれぞれの専門部会長報告書について報告をお願いいたします。

賃金指導官               それでは、各部会の報告書の読み上げをさせていただきます。お手

元を御確認いただきます。それから、読み上げは報告書別紙のうち、最低賃金の件名、最低賃金額、効力発生日のみとし、その他は割愛させていただきます。

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金、資料の3ページとなります。最低賃金額、1時間1,098円。効力発生日、令和6年12月1日。

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、資料の5ページ目となります。最低賃金額、1時間1,105円。効力発生日、令和6年12月1日。

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金、資料の7ページ目となります。最低賃金額、1時間1,102円。効力発生日、令和6年12月1日。

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金、資料の9ページ目となります。最低賃金額、1時間1,114円。効力発生日、令和6年12月1日。

埼玉県自動車小売業最低賃金、資料の11ページ目となります。最低賃金額、1時間1,089円。効力発生日、令和6年12月1日。

以上でございます。

土屋会長

それでは、部会長報告書について、よろしいでしょうか。

では、次に部会の状況につきまして報告をいただきたいと思います。

非鉄金属については小寺部会長、電子部品については鈴木部会長、輸送用機械については福田部会長、光学機械と自動車小売については野崎部会長からそれぞれ報告をお願いしたいと思います。

まず、非鉄金属について、小寺先生からお願いいたします。

小寺委員

去る9月20日、非鉄金属製造業専門部会が開かれました。現行1,048円、引上げ額50円、引上げ率4.77%、引上げ後の額が1,098円となりました。

若干、補足説明をさせていただきます。

当日、労働者側からは、本年の春闘の妥結結果が過去最高であったこと、また、賃金が産業の魅力の一つであることを御主張されて賃上げを御主張されました。これに対しまして、使用者側は、基本的に賃上げをしていくという態勢については尊重していると。ただ、大幅な値上げについては、企業規模によっては経営が厳しくなるということで、双方協議をしていただきまして、歩み寄りの結果が先ほど申し上げました引上げ額50円、引上げ後の額が1,098円ということで、全会一致で決まりました。

以上です。

土屋会長

ありがとうございました。

続きまして、電子部品について、鈴木先生、お願いいたします。

鈴木委員

電子部品について御報告いたします。

9月24日火曜日の9時半から開催いたしました。審議時間が少し長かったので、御報告が、少し長めになりますけれども、よろしくお願いたします。

全体協議の場では、労働者側委員から、賃金格差の是正と産業の公正な市場競争の促進という特定賃金の役割を確認した後に、春闘の賃上げ実績と消費者物価指数の上昇を加味した金額が提示されました。2024年春闘の回答結果のうち、最低賃金相当の労働者の賃金引上げ率、企業規模300人未満のデータが6%でありました。現在の時間額1,055円に6%を掛けた63円の引上げ額の必要性をまず訴えておりました。しかし、電気機械器具製造業の令和6年4月－6月期の鉱工業生産指数が大きく低下していること、とりわけ半導体関連企業の在庫調整が長引いていることを受けまして、今年度は連合全体集計の春闘賃上げ結果である5.1%を採用し、引上げ額54円を最初の提示額とされました。

これに対して、使用者側は、全体的な景気の動向として、緩やかな回復基調にあるものの、ウクライナ侵攻の長期化、中東情勢の緊迫化など地政学的リスクが高まっていること、米国大統領選挙を控え、エネルギー価格や為替変動など先行きの不透明感が否めないこと、とりわけ当該産業の4月－6月期の鉱工業生産指数が前年同月比マイナス12%であったこと、さらには売上高、営業利益が中小企業でマイナスにあることを踏まえる必要があるという見解が示されました。金額の計算は鉱工業生産指数のマイナス12%を用いまして、昨年引上げ額42円に88%を掛けた37円の引上げが最初に提示されました。

金額に開きがありましたので、個別協議を重ねました。

労働者側の個別協議では、主に次のような意見が出されました。今年の春闘を振り返りますと、企業業績が必ずしも好調とは言えなかったものの、企業の生き残りをかけて、規模の小さい企業も含めた賃上げが行われていたこと、とりわけ初任給は要求額よりも高いところで妥結していたというお話がありました。さらに、これまで大手企業中心に賃上げが行われていましたが、昨年、今年は中小企業で高い賃上げが見られた。加えて、地方でも賃上げが進んでおり、埼玉県内では秩父地域での賃上げが特徴的であったことも意見としてありました。つまり、人手不足の懸念から、企業の規模を問わず、賃上げに前向きな企業が多くいるという状況にありました。その上で、地域別最低賃金と特定賃金の関係性、つまり特賃の優位性と、使用者側との金額の開きを踏まえまして、地賃と同じ引上げ率、4.86%を掛けた引上げ額32円で再提示がありました。

使用者側の個別協議では、次のような意見が主に出されました。使用者側も電気機械器具産業の優位性を誇示したいと考えている。他方で、春闘の賃上げ結果は企業努力の結果であり、全ての企業に当てはめることには無理がある。特に特賃は法的拘束力もあるため、零細企業にとっては厳しい規制となる。特賃は埼玉県内の状況に合った改定を行うものであるけれども、当該産業は全国展開している企業も多いことから、全国のデータにも目配りが必要である。また、近年の消費者物価の上昇には配慮する必要がある。今年度は特に地賃の審議でその点を考慮されたので、特賃にも反映する必要がある。このような意見を踏まえまして、消費者物価指数、頻繁に購入する品目を含む中分類の値、全国の平均値4.7%を用いて50円の引上げ額を再提示されました。

この段階でも開きはありましたが、結論としては、引上げ額50円、引上げ率4.74%、時給額1,105円で結審をいたしました。

以上になります。

土屋会長

ありがとうございました。

それでは、続いて輸送用機械について、福田先生からお願いいたします。

福田委員

輸送用機械について御報告申し上げます。

9月24日の午後に会議が開かれまして、結論から申し上げますと、引上げ額47円、引上げ率4.45%、時間額1,102円、発効日令和6年12月1日ということで、公労使、全会一致の結論に至ったということでございます。

議論のプロセスでございますが、労働側からは、春闘などの結果を踏まえて積極的な賃上げについて主張したいということではあったんですけども、御案内のとおり、労使協定の最低額が1,102円という事業所がございまして、その関係で47円以上は上げられないというルールがございまして、労側はそれを踏まえて47円ということをお願いしたいというふうに御主張をされました。

それに対して、使側は、たしかシミュレーションというお言葉も使われたと思いますが、従来やっていた鉱工業生産指数をベースに計算する数字では56円というような数字も出てくるというようなことも挙げていただいたりしまして、その他、産業の魅力向上、人材確保、あるいは地賃の動向等を踏まえて、50円を超える賃上げの可能性の御示唆もいただいたんですけども、さっき申し上げたように47円という制約がありますので、47円ということで、議論はむしろ、こういうことをできるだけ起こさないようにしようということとか、あるいは業界の賃金の在り方みたいなことについての基本的なことなん

かについて長い時間を使って議論させていただいたということでございます。

以上です。

土屋会長

ありがとうございました。

それでは、光学機械と自動車小売について、野崎先生からお願いいたします。

野崎委員

まず、光学機械のほうですが、先ほどの説明にあった資料6のとおり、現行1,064円、50円引上げで、引上げ率4.70%、1,114円ということになりました。

議論の経緯につきましては、まず、昨日、10月1日にあったんですが、労側のほうから議事録に添付するということのようにですが、ペーパーで御意見を頂きました。要は、鉦工業生産指数や日銀の短観、埼玉県の最賃、あとは申請事業所の最低賃金の協定額、申請事業所の今春闘の状況等を踏まえて1,064円を5.48%アップして58円の引上げが妥当であると。最終的には申請4事業所の今春闘の平均引上げ率の5.48%を主張されたということになります。58円の引上げだと。

これに対して、使側のほうでは、まず、全体的な状況としては、日米の金利格差等があって、今後の景気に不透明感が強いということや、中小企業を中心にこのような光学機械器具についてはマイナス成長といえますか、マイナスであると。特に鉦工業生産指数でいくと、マイナス21.9%であるということ等を踏まえて、昨年度の引上げ額42円に、鉦工業生産指数のマイナス21.9%ですので、逆に0.78を掛けて33円の引上げ額が妥当ではないかということが当初の両者の御主張でした。つまり、58円と33円で25円の開きがありました。

その後、個別協議に入りまして、労側のほうからもなかなか開きが大きいのということもあったことから、若干視点を変えまして、連合の春闘の引上げ率5.1%を掛けて54円という御主張、その後、地賃でも採用した4.86%の物価上昇率なんかを考えて51円、54円、ぎりぎりでも51円という御主張がありました。

それに対して、使側との個別協議において、やはり開きが大きいのということ等もありまして、先ほどの昨年度の上昇額の42円に、鉦工業生産指数のマイナスということではなくて、全国の消費者物価上昇率4.7%を掛けて、50円までのアップについては譲歩いただけるということになりました。若干、イレギュラーですが、それでも54円を基準にすると4円、51円を基準にしても1円、使側の50円と開きがありますので、若干イレギュラーですが、全体協議に移って、私たち公益委員の意見を開示させていただいてということで行きましょ

うかというのがあったんですが、そのときに両者、控室に戻ったときの協議で、労側のほうで、公益委員の意見の前に50円までは譲歩させていただくという回答がありましたので、個別協議の段階で50円、50円になりまして、最終的に妥結したという経緯になります。

光学機械については以上です。

自動車小売につきましては、これも資料6にありますとおり、現行の1,060円から29円アップ、引上げ率2.74%、1,089円。引上げ額も引上げ率も一番低いんですけども、いわゆる29円が上限ということでここまでしか引き上げられないということで、上限では妥結したということになります。

若干、それまでの経緯を光学機械と同じように御説明させていただくと、労側としては、先ほどの春闘の連合の関係で言う5.1%で行くと55円であると。ですので、55円の引上げがある意味では妥当であると。それについては、今申し上げたように引上げ率を考えると、別に妥当なというか、変な数字ではないと。ただ、上限額が29円ですので、それだけの引上げが妥当とも言えるんですけども、上限額を超えた妥結はできませんので、29円を主張するということでした。

それに使側としては、まず、現行の1,060円に、中古車とか新車、特に新車の販売実績が前年度からマイナス8.5で、中古車では逆にプラス2.3なんですけど、特に新車、中古車の登録台数が非常に伸び悩んでいる。今申し上げたように、新車についてはマイナス8.5であるということ等を根拠ないしは御主張されて、アップ額は21円ないし24円、まず、21円とおっしゃって、その後、24円とおっしゃったと記憶しているんですが、その程度であると。特に中小企業については、今申し上げた新車の販売台数の伸び悩みにプラスして、なかなか景気の不透明感もあって、経営状態、支払い能力は厳しいんだというふうなお話だったと記憶しております。

その後、個別協議に入りまして、両者歩み寄りいただきました。特に使側が主張された新車の登録台数が伸び悩んでいるところに関しては、労側としては、いや、それは確かに数字上は伸び悩んでいるんですけども、実際にはバックオーダーがあって、それが数字に現れないのでマイナスですけども、これからバックオーダーがはけると言うことは妥当か、はけていきますので、新車の販売台数も回復するのではないか。そうすれば、それに比例して若干プラスであった中古車の2.3%という販売台数の伸びも増えるのではないかという意味で、新車販売台数が伸びて、中古車を下取りして、それがまた中古車の販売台数にという好循環になるのではないかというような御主張がありました。それを受けた形で、使側のほうも上限の29円までの譲歩をいただきましたので、労側29円、上限額いっぱい、使側も29円、上限いっぱいという形で妥結したという次第であります。

御説明は以上です。

土屋会長

ありがとうございました。

それでは、各部長から報告いただきましたが、ほかの部会の委員の皆様から何か補足的にこの場で発言されたいことがありましたらお願いいたします。補足はよろしいですか。

それでは、今の報告につきまして、御質問等あればお願いいたします。御質問も特にないでしょうか。

それでは、ただいまの5業種の専門部長報告を受けて、一括して採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

土屋会長

それでは、採決に入ります。5業種の専門部長報告の結論について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

土屋会長

ありがとうございました。全会一致で議決したものと認めます。

それでは、事務局から答申文(案)の配付と読み上げをお願いいたします。

(事務局より各委員に答申文(案)配付)

賃金指導官

埼玉労働局長、片淵仁文殿。埼玉地方最低賃金審議会会長、土屋直樹。

特定最低賃金の改正決定について(答申)。

当審議会は、令和6年7月29日付け埼労発基0729第1号をもって諮問のあった下記の各特定最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1～5のと通りの結論に達したので答申する。

記。1、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第2号)。

2、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第3号)。

3、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第4号)。

4、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金(平成20年埼玉労働局最低賃金公示第5号)。

5、埼玉県自動車小売業最低賃金(平成20年埼玉労働局最低賃金

公示第7号)。

次ページへ移ります。

別紙1、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金。

1、適用する地域、埼玉県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で非鉄金属製造業（非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者。（2）雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。（3）次に掲げる業務に主として従事する者。イ、清掃又は片付けの業務。ロ、手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,098円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、令和6年12月1日。

次のページに移りまして、別紙2、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

1、適用する地域、埼玉県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。除外労働者は非鉄金属製造業と同一でございます。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,105円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、非鉄金属製造業と同一でございます。

6、効力発生の日、令和6年12月1日。

次のページに移ります。別紙3、埼玉県輸送用機械器具製造業最低



賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金。

1、適用する地域、埼玉県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で輸送用機械器具製造業（産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。除外する労働者は非鉄金属製造業と同一でございます。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,102円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、非鉄金属製造業と同一でございます。

6、効力発生の日、令和6年12月1日。

次のページでございます。別紙4、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金。

1、適用する地域、埼玉県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全国会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。除外する労働者は非鉄金属製造業と同一でございます。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,114円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、非鉄金属製造業と同一でございます。

6、効力発生の日、令和6年12月1日。

次のページに移りまして、別紙5でございます。別紙5、埼玉県自動車小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県自動車小売業最低賃金。

1、適用する地域、埼玉県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、

次に掲げる者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者。(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能取得中のもの。(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,089円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、非鉄金属製造業と同一でございます。

6、効力発生の日、令和6年12月1日。

以上でございます。

土屋会長

ありがとうございました。

答申文につきまして、今、事務局から読み上げていただいたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

土屋会長

それでは、局長に答申いたします。

(会長から労働局長に答申文手交)

埼玉労働局長

改めまして、埼玉労働局長の片淵でございます。

去る7月29日に諮問いたしました5業種の特定最低賃金の改正決定について、ただいま土屋会長より答申を頂きました。

委員の皆様方には、特定最低賃金に係る産業の事情等を踏まえた慎重かつ真摯な御審議をいただき、本日の答申を取りまとめるため、多大な御尽力を賜りましたことに心から御礼申し上げます。

当局といたしましては、頂いた答申を尊重して、12月1日の改正発効に向けて、速やかに改正決定の進めを進めてまいります。

本日は誠にありがとうございました。

土屋会長

それでは、今後の日程につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

ただいま答申を頂きましたので、この後、異議申出の公示を行います。異議申出の期限は10月17日木曜日です。この日の午後5時15分までに異議申出がなければ、その旨、皆様にメールで、5時30分までにはメールが到達するようにお送りいたします。

異議申出があった場合は、受理後、速やかに皆様にメールでお知らせをいたします。この場合、異議審は10月18日金曜日の午前10時より開催いたします。その後、5つの特定最低賃金の改正について決定をいたしまして、12月1日の発効に間に合うように官報掲載の手

続を進めてまいります。

以上です。

土屋会長

ありがとうございます。

今、お話あった異議申立のあった場合の異議審につきましては、会議を公開とし、議事録についても公開いたします。異議審を開く場合は10時ということで、ちょっと時間帯がこれまでとは違いますが、10時ですね。

賃金室長

いつもは9時半からですが、18日に異議審を開く場合は10時ということでお願いいたします。

土屋会長

それでは、議題の1については以上としまして、議題の2に移りたいと思います。

議題の2はその他ですが、まず、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

そしたら、事務局から何かありますでしょうか。

賃金室長

特にはございません。

土屋会長

分かりました。

それでは、以上をもちまして、第9回埼玉地方最低賃金審議会を閉会いたします。今日はどうもありがとうございました。

— 了 —